

電子提供措置の開始日 2023年11月7日

# 第25回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会 社 の 体 制 及 び 方 針  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書  
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告 書

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

## 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「倫理規程」を設け、当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性を確保する体制を構築する。
- ② 取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- ③ 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- ④ 取締役は、上記のほか、監査等委員からの指摘等を受け、業務執行を行うこととする。
- ⑤ 使用人は、事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- ⑥ 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- ⑦ 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- ⑧ 「委員会規程」に基づき設置された各種委員会により、法令等遵守に関する規程の整備並びに「倫理規程」を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。
- ⑨ 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム（相談窓口）を委員会に設置する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会・監査等委員会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を、法令・定款、「文書保存・処分規程」及び「内部情報管理規程」等に基づき記録・保存し、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行うことにより、リスク管理体制を構築する。
- ② コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会（以下単に「委員会」）を設置し、委員会及び委員長の職務権限（グループ企業全体に対する指導権限を有する。）と責任を明確にした体制を構築・整備する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ② 取締役は、監査等委員から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査等委員に毎年提出する。
- ③ 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。
- ④ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- ② 当社は、「関係会社関連規程」等に基づき子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。
- ③ 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、実施状況等をまとめた報告書を監査等委員会並びに委員会に報告し、委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。
- ④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。

- ⑤ 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、管理本部長へ報告する体制とする。
- (6) **監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員スタッフ」）については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。
- ② 監査等委員スタッフは、業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査等委員スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。
- ④ 監査等委員スタッフに対する人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
- (7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告できることとする。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (8) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの監査等委員会への報告が、適切に行われることを確保するための体制**
- 当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- (9) **監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 監査等委員への通報・報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該通報・報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止する。

**(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
- ② 取締役は、監査等委員の職務の適切な執行のため監査等委員との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役は、監査等委員が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ④ 代表取締役・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

**(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

- ① 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正し改善する体制を運用する。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

**(13) 反社会的勢力の対応**

当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

## **当社の運用状況の概要**

### **(1) 取締役の職務執行**

当事業年度におきましては、取締役会を17回開催し、取締役及び執行役員が業務の執行状況を報告し、議案の決議だけでなく経営に関する重要な事項についても審議を行っております。また、監査等委員会は13回開催され、独立・中立的立場から発言が積極的に行われております。

### **(2) リスク・マネジメント**

当事業年度におきましては、取締役及び主要な役職者が出席する「リスク・マネジメント委員会」を12回開催いたしました。事業活動に係るリスクを毎年評価し、潜在的リスクについて分類・整理し、優先順位付けした上で対応を検討しております。

また、内部監査室長が経営会議、リスク・マネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、その内容を迅速に監査等委員会に共有する体制を構築しております。

そのほか、社員が直接通報を行える外部の内部通報窓口の設置や、リスクが顕在化した際には迅速に緊急時の対応が行える体制を整えております。

### **(3) 財務報告の信頼性の確保**

当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を内部監査担当が検証・モニタリングし、内部統制に不備等が発見された場合には、速やかに取締役に報告し、取締役は内部統制体制の有効性を確保するための必要な処置・改善を行います。また、金融商品取引法に基づく財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年9月1日残高	50,000	593,118	△261,918	△171,364	209,835
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補		△442,145	442,145		—
自己株式の処分		64		481	546
親会社株主に帰属する当期純利益			5,551		5,551
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△442,080	447,697	481	6,097
2023年8月31日残高	50,000	151,037	185,778	△170,882	215,933

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年9月1日残高	△5,769	△5,769	16,786	220,853
連結会計年度中の変動額				
欠 損 填 補				—
自己株式の処分				546
親会社株主に帰属する当期純利益				5,551
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,578	△4,578	△2,139	△6,718
連結会計年度中の変動額合計	△4,578	△4,578	△2,139	△620
2023年8月31日残高	△10,348	△10,348	14,647	220,232

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、カラオケルーム運営事業の差別化推進を図るとともに、新たな収益の柱となる事業・業態の開発、全社業務改革・生産性向上による収益力の強化に取り組んでおります。

2020年1月から続く新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、政府・地方自治体による感染拡大防止のための行動自粛要請により、主力事業であるカラオケルーム運営事業の客数が減少したことを主な要因として売上高は著しく減少し、前連結会計年度まで3期連続となる営業損失、経常損失となりました。

当連結会計年度（2023年8月期）の国内は、新型コロナウイルスの第7波からはじまり、その後の第8波の影響により感染者数は増加傾向となりましたが、新型コロナウイルスに対する医療提供体制の強化やワクチン接種の促進等の取組み状況から感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る政策への転換により景気は緩やかな回復基調となりました。更に、2023年3月からのマスク着用の自由化と同年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行による行動制限を緩和したことで経済活動が活発化し、景気はコロナ禍前の状況に戻りつつあります。

一方、長期化するウクライナ・ロシア情勢や急激な円安による影響で原材料価格や光熱費の高騰、物価上昇による消費者の節約志向など厳しい経済環境を背景として当社グループ事業の運営に影響を与える状況となっており、当連結会計年度におきましても、営業損失を計上しております。

なお、当社グループ事業においては、事業分野毎に異なった業績結果となっております。

カラオケルーム運営事業は、Withコロナによりカラオケ需要の回復基調が見られましたが、全国旅行支援の実施や水際対策の緩和によりこれらに係る個人消費が先行したことから当事業におきましては緩やかな回復となりました。当事業においては、若年層の需要回復が先行し、当事業のコアターゲットであるビジネス層の利用に出遅れ感があり、厳しい事業運営が続いております。

飲食事業は、日常的な外食活動の持ち直しとなっておりコロナ禍前の需要に戻りつつありますが原材料価格の高騰や人材不足の影響が出はじめております。

美容事業は、コロナ禍での影響が軽微であることから、十分な事業収益が稼働できる状況であることから積極的な新規出店と新卒スタイリストの大量採用・教育を進めております。

美容事業の積極的な事業運営で相当程度の利益を計上しておりますが、カラオケルーム運営事業のマイナスをカバーしきれぬままには至っておりません。カラオケルーム運営事業の回復が必要となりますが、カラオケ利用に回復基調の兆しが見受けられることから緩やかながら業績は持ち直すものと判断しております。なお、2024年8月期連結会計年度のカラオケルーム運営事業は、引続き緩やかな回復傾向が継続することで業績は黒字化するものと想定しております。



また、2020年9月に借換を実施したタームローン契約（借換額2,571百万円、満期日2024年3月末）に係る財務制限条項では①2022年8月期以降の連結純資産額を前連結会計年度以上にすること、②2022年8月期以降の連結経常損益を2期連続で損失計上しないこと、となっております。2024年3月にタームローン契約1,706百万円の返済期日が到来することから、当連結会計年度の業績推移状況を踏まえて、今後のWithコロナにおける事業推進計画により改めて取引金融機関と借換え等の協議を行ってまいります。

以上により、当社グループを取り巻く事業環境は好転に向かっているものの、カラオケルーム運営事業での回復程度が緩やかなこととタームローン契約の借換前であることから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当連結会計年度の連結計算書類に反映しておりません。

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 11社
- (2) 連結子会社の名称 TETSUJIN USA Inc.、(株)TETSUJIN FOOD SERVICE、(株)直久、(株)Rich to、(株)NIM、(株)UIM、(株)JEWEL、(株)Bianca VENUS、(株)Bianca STELLA、(株)Bianca EAST、(株)コストイノベーション

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と決算日が異なる連結子会社  
連結子会社名

TETSUJIN USA Inc. 決算日 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によるものです。

商	品……	個別法による原価法
そ	の	他…… 最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…… 当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社（リース資産を除く）は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

- ② 無形固定資産…… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金…… 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

- ③ ポイント引当金…… 顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

## (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、合理的に見積った期間(5年)で均等償却を行っております。

③ 重要な収益および費用の計上基準

収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. カラオケルーム運営事業

カラオケルーム運営事業では、カラオケルームの運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客にカラオケルームサービス等の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. 飲食事業

飲食事業では、飲食店舗の運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客への飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

ハ. 美容事業

美容事業では、店舗におけるマツエクおよびネイルの施術サービスをおこなっております。これら店舗におけるサービスの提供においては、顧客への美容サービスを提供した時点で収益を認識しております。

ニ. メディア・コンテンツ企画事業

メディア・コンテンツ企画事業では、着うた・着メロ等のモバイル向けコンテンツの企画・提供をおこなっております。これらのサービスの提供においては、月額課金方式にて提供をしております。当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

対象となる資産	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営店舗に係る有形固定資産	839,635千円	64,646千円
美容店舗に係る有形固定資産	66,617千円	694千円
美容事業に係る無形固定資産	98,605千円	2,116千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業ならびに美容事業を運営しており、直営店舗及び工場、本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去2期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の事業計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症による業績への影響については、2024年8月期は相当程度の影響があるものと考えており、その後徐々に回復するものの、既存店売上高は、同感染症拡大以前の水準までは戻らないものと想定して見積もっております。なお、美容事業における新型コロナウイルス感染症による業績への影響は軽微であると判断しております。

当該事業計画は、今後の市場の動向及び新型コロナウイルス感染症の影響の見通しや店舗運営施策により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	連結損益 計算書 計上額
	カラオケ ルーム 運営事業	飲食事業	美容事業	メディア・ コンテンツ 企画事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,679,654	1,007,551	1,722,512	75,593	6,485,310	106,789	6,592,100
外部顧客への売上高	3,679,654	1,007,551	1,722,512	75,593	6,485,310	106,789	6,592,100
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「コラボ事業」等を含んでおります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期および取引価格の算定方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項③ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	79,065千円
土地	327,468千円
計	406,533千円

#### (2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	1,906,800千円
長期借入金	—千円
計	1,906,800千円

### 2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,838,655千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行済株式の種類   | 普通株式        |
| (2) 期末発行済株式の総数 | 13,647,362株 |

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

2018年11月27日	取締役会発行決議	ストック・オプション	37,200株
2019年5月13日	取締役会発行決議	ストック・オプション	2,000株
2019年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	37,100株
2021年11月26日	取締役会発行決議	ストック・オプション	2,000株
2022年5月16日	取締役会発行決議	ストック・オプション	125,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用につきましては、預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

非上場株式及び関係会社株式の投資有価証券につきましては、定期的に財務状況等の把握を行っております。また、差入保証金につきましては、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 差入保証金	1,246,763	1,235,515	△11,248
② 長期借入金	2,870,594	2,867,759	△2,834

(注1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払費用については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,235,515	—	1,235,515
資産計	—	1,235,515	—	1,235,515
長期借入金	—	2,867,759	—	2,867,759
負債計	—	2,867,759	—	2,867,759

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

### 差入保証金

差入保証金は、返還予定時期を合理的に見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	15円	59銭
(2) 1株当たり当期純利益	0円	42銭

### (重要な後発事象に関する注記)

#### (会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2022年11月29日開催の定時株主総会の決議を経て、2023年9月1日付で当社を分割会社、当社100%子会社である株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICEを承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行しました。

#### 1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の内容  
カラオケルーム運営事業
- (2) 企業結合日  
2023年9月1日
- (3) 企業結合の法的形式  
当社を吸収分割会社とし、株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICEを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (4) 結合後企業の名称  
分割会社：株式会社鉄人化計画  
承継会社：株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE
- (5) 承継した事業  
カラオケルーム運営事業
- (6) その他取引の概要に関する事項  
当社グループが主力事業を展開するカラオケルーム運営事業においては、長期化した新型コロナウイルス感染拡大防止対策による勤務形態の多様化（テレワークなど）や「家飲み」といった新しい飲酒スタイルの登場、リスク回避によるビジネス層の利用控え、コロナ禍での余暇活動の変化による個人利用の減少などにより厳しい局面が続いておりましたが、徐々に客足が戻りつつあり、緩やかながら回復傾向を見せております。



このような状況の中、事業の回復状況並びに貢献確度に応じたWithコロナ・Afterコロナでの収益力を最大化する取組みを推進し、更なる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくために、迅速かつ柔軟な意思決定と機動的な事業戦略の遂行を可能にする一方で、異なる事業を並行して展開するにあたって必要となるより一層のガバナンス強化を実現することを目的として、持株会社体制へ移行することといたしました。

## 2. 会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

**独立監査人の監査報告書**

2023年10月30日

株式会社鉄人化計画

取締役会 御中

**太陽有限責任監査法人**

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度まで3期連続となる営業損失及び経常損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失を計上している。また、2024年3月に返済期日が到来するタームローン1,706百万円について取引金融機関と借換え等の協議中である。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2022年9月1日残高	50,000	592,311	592,311	△442,145	△442,145	△171,364
事業年度中の変動額						
自己株式の処分						481
新株予約権の失効		64	64			
欠 損 填 補		△442,145	△442,145	442,145	442,145	
当期純損失(△)				△186,830	△186,830	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	△442,080	△442,080	255,314	255,314	481
2023年8月31日残高	50,000	150,230	150,230	△186,830	△186,830	△170,882

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本 合 計		
2022年9月1日残高	28,801	16,786	45,588
事業年度中の変動額			
自己株式の処分	481		481
新株予約権の失効	64		64
欠 損 填 補			—
当期純損失(△)	△186,830		△186,830
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△2,139	△2,139
事業年度中の変動額合計	△186,284	△2,139	△188,424
2023年8月31日残高	△157,482	14,647	△142,835

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、カラオケルーム運営事業の差別化推進を図るとともに、新たな収益の柱となる事業・業態の開発、全社業務改革・生産性向上による収益力の強化に取り組んでおります。

2020年1月から続く新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、政府・地方自治体による感染拡大防止のための行動自粛要請により、主力事業であるカラオケルーム運営事業の客数が減少したことを主な要因として売上高は著しく減少し、前事業年度まで3期連続となる営業損失、経常損失及び当期純損失となりました。

当事業年度（2023年8月期）の国内は、新型コロナウイルスの第7波からはじまり、その後の第8波の影響により感染者数は増加傾向となりましたが、新型コロナウイルスに対する医療提供体制の強化やワクチン接種の促進等の取組み状況から感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る政策への転換により景気は緩やかな回復基調となりました。更に、2023年3月からのマスク着用の自由化と同年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行による行動制限を緩和したことで経済活動が活発化し、景気はコロナ禍前の状況に戻りつつあります。

一方、長期化するウクライナ・ロシア情勢や急激な円安による影響で原材料価格や光熱費の高騰、物価上昇による消費者の節約志向など厳しい経済環境を背景として当社事業の運営に影響を与える状況となっており、当事業年度におきましても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

なお、当社事業においては、事業分野毎に異なった業績結果となっております。

カラオケルーム運営事業は、Withコロナによりカラオケ需要の回復基調が見られましたが、全国旅行支援の実施や水際対策の緩和によりこれらに係る個人消費が先行したことから当事業におきましては緩やかな回復となりました。当事業においては、若年層の需要回復が先行し、当事業のコアターゲットであるビジネス層の利用に出遅れ感があり、厳しい事業運営が続いております。

飲食事業は、日常的な外食活動の持ち直しとなっておりコロナ禍前の需要に戻りつつありますが原材料価格の高騰や人材不足の影響が出はじめております。

美容事業は、コロナ禍での影響が軽微であることから、十分な事業収益が稼働できる状況であることから積極的な新規出店と新卒スタイリストの大量採用・教育を進めております。

美容事業の積極的な事業運営で相当程度の利益を計上しておりますが、カラオケルーム運営事業のマイナスをカバーしきれぬままには至っておりません。カラオケルーム運営事業の回復が必要となりますが、カラオケ利用に回復基調の兆しが見受けられることから緩やかながら業績は持ち直すものと判断しております。なお、2024年8月期事業年度のカラオケルーム運営事業は、引続き緩やかな回復傾向が継続することで業績は黒字化するものと想定しております。

また、2020年9月に借換を実施したタームローン契約（借換額2,571百万円、満期日2024年3月末）に係る財務制限条項では①2022年8月期以降の連結純資産額を前連結会計年度以上にすること、②2022年8月期以降の連結経常損益を2期連続で損失計上しないこと、となっております。2024年3月にタームローン契約1,706百万円の返済期日が到来することから、当事業年度の業績推移状況を踏まえて、今後のWithコロナにおける事業推進計画により改めて取引金融機関と借換え等の協議を行ってまいります。

以上により、当社を取り巻く事業環境は好転に向かっているものの、カラオケルーム運営事業での回復程度が緩やかなこととタームローン契約の借換前であることから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

なお、当事業年度の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当事業年度の計算書類に反映しておりません。

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

###### （1）有価証券

子会社株式及び

関連会社株式…… 移動平均法による原価法

###### （2）棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品…… 個別法による原価法

そ の 他…… 最終仕入原価法

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### （1）有形固定資産…… 定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

- (2) 無形固定資産…… 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

### 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしております。

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…… 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) ポイント引当金…… 顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。



## ② 重要な収益および費用の計上基準

### 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ. カラオケルーム運営事業

カラオケルーム運営事業では、カラオケルームの運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客にカラオケルームサービス等の提供が完了した時点で収益を認識しております。

#### ロ. 飲食事業

飲食事業では、飲食店舗の運営をおこなっております。これら店舗におけるサービス提供においては、顧客への飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

#### ハ. メディア・コンテンツ企画事業

メディア・コンテンツ企画事業では、着うた・着メロ等のモバイル向けコンテンツの企画・提供をおこなっております。これらのサービスの提供においては、月額課金方式にて提供をしております。当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### (固定資産の減損)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
カラオケルーム運営に係る有形固定資産	839,635千円	64,646千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、首都圏を中心に展開しているカラオケルームを運営するほか、飲食事業を運営しており、直営店舗及び本社などの資産を保有しております。

資産グループは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するために、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、店舗の営業損益が過去2期継続してマイナスとなった場合、店舗の営業損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗撤退の意思決定をした場合などに減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。このうち「使用価値」の算定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは、取締役会で承認された各店舗の事業計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症による業績への影響については、2024年8月期は相当程度の影響があるものと考えており、その後徐々に回復するものの、既存店売上高は、同感染症拡大以前の水準までは戻らないものと想定して見積もっております。

当該事業計画は、今後の市場の動向及び新型コロナウイルス感染症の影響の見通しや店舗運営施策により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項③重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保資産及び担保付債務

###### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	79,065千円
土地	327,468千円
計	406,533千円

###### (2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	1,906,800千円
長期借入金	－千円
計	1,906,800千円

##### 2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,751,166千円
----------------	-------------

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

##### 3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証24,000千円を行っております。

#### 4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

##### (1) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	230,324千円
長期金銭債権	75,271千円

##### (2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	60,345千円
長期金銭債務	290,000千円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との取引高

##### (1) 関係会社との営業取引

売上高	55,280千円
仕入高	40,743千円
販売費および一般管理費	17,704千円

##### (2) 関係会社との営業取引以外の取引

受取利息	673千円
支払利息	52千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 当事業年度の末日における自己株式の数

(1) 自己株式の種類	普通株式
(2) 自己株式の数	461,300株

#### (税効果会計に関する注記)

##### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、減価償却限度超過額であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	TETSUJIN USA Inc.	所有 直接100%	エンターテインメントレストランの経営	資金の貸付 *1	-	1年内返済予定長期貸付金	29,975
						立替金	22,660
						長期貸付金	48,983
子会社	株式会社 Rich to	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	-	未収入金	1,100
						短期貸付金	4,992
						長期貸付金	26,288
子会社	株式会社 直久	所有 直接100%	飲食事業	資金の貸付 *1	-	売掛金	1,760
						短期貸付金	13,368
						未収入金	11,214
子会社	株式会社 Bianca STELLA	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	-	売掛金	5,656
				資金の借入 *2	-	未収入金	17,765
						1年内返済予定長期借入金	2,500
						長期借入金	67,500
子会社	株式会社 Bianca VENUS	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	-	売掛金	4,750
				資金の借入 *2	-	未収入金	19,053
						1年内返済予定長期借入金	2,500
						長期借入金	87,500

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 NIM	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	—	売掛金	4,751
						未収入金	14,335
				資金の借入 *2	—	1年内返済予定長期借入金	2,500
						長期借入金	77,500
子会社	株式会社 UIM	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	—	売掛金	4,684
				資金の借入 *2	—	1年内返済予定長期借入金	2,500
						長期借入金	52,500
子会社	株式会社 Bianca EAST	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	—	売掛金	4,682
				資金の借入 *2	—	長期借入金	5,000
子会社	株式会社 JEWEL	所有 直接100%	美容事業の経営	資金の貸付 *1	—	売掛金	4,763
						未収入金	3,083
子会社	株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE	所有 直接100%	飲食事業及び関連するコンサルタント業務等	資金の貸付 *1	—	立替金	5,134
						仮払金	13,465
子会社	株式会社 コストイノベーション	所有 直接100%	不動産業及び設備メンテナンス業等	資金の貸付 *1	—	未収入金	1,805
						立替金	34,301
				設備メンテナンス業等 *3	35,477	未払費用	42,408

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 資金の貸付については調達金利を勘案して利率を決定しております。  
貸付金及び立替金に対し当事業年度において76,804千円の貸倒引当金を計上し、2,876千円の貸倒引当金繰入額を追加計上しております。また、同社の事業の損失に備えるために、11,754千円の関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度において関係会社事業損失引当金繰入11,754千円計上しております。
- \*2 資金の借入の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- \*3 設備メンテナンス業等につきましては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	事業の内容又は職業	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の役員及びその近親者	日野元太	被所有 間接0.54%	カーサ・プラスワン株式会社代表取締役(注)1	カーサ・プラスワン株式会社への家賃の支払い(注)2	12,406	前払費用	1,003

(注) 1. カーサ・プラスワン株式会社は親会社であるファースト・パシフィック・キャピタル有限会社代表取締役日野洋一氏の近親者である日野元太氏が議決権の100%を有しております。

2. 家賃の支払い条件等については、近隣の家賃相場を勘案して合理的に決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額       | △11円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額(△) | △14円17銭 |

## (重要な後発事象に関する注記)

### (会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2022年11月29日開催の定時株主総会の決議を経て、2023年9月1日付で当社を分割会社、当社100%子会社である株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICEを承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行しました。

### 1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の内容  
カラオケルーム運営事業
- (2) 企業結合日  
2023年9月1日
- (3) 企業結合の法的形式  
当社を吸収分割会社とし、株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICEを吸収分割承継会社とする吸収分割
- (4) 結合後企業の名称  
分割会社：株式会社鉄人化計画  
承継会社：株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE
- (5) 承継した事業  
カラオケルーム運営事業

(6) その他取引の概要に関する事項

当社グループが主力事業を展開するカラオケルーム運営事業においては、長期化した新型コロナウイルス感染拡大防止対策による勤務形態の多様化（テレワークなど）や「家飲み」といった新しい飲酒スタイルの登場、リスク回避によるビジネス層の利用控え、コロナ禍での余暇活動の変化による個人利用の減少などにより厳しい局面が続いておりましたが、徐々に客足が戻りつつあり、緩やかながら回復傾向を見せております。

このような状況の中、事業の回復状況並びに貢献確度に応じたWithコロナ・Afterコロナでの収益力を最大化する取組みを推進し、更なる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくために、迅速かつ柔軟な意思決定と機動的な事業戦略の遂行を可能にする一方で、異なる事業を並行して展開するにあたって必要となるより一層のガバナンス強化を実現することを目的として、持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月30日

株式会社鉄人化計画  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2022年9月1日から2023年8月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、4期連続となる営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、2024年3月に返済期日が到来するタームローン1,706百万円について取引金融機関と借換え等の協議中である。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（会社分割による持株会社体制への移行）に記載されているとおり、会社は、2023年9月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年10月31日

株式会社 鉄人化計画 監査等委員会

監査等委員 長 洲 謙 一 ㊟

監査等委員 野 老 覚 ㊟

監査等委員 山 崎 良 太 ㊟

監査等委員 渡 邊 劍三郎 ㊟

(注) 監査等委員 長洲謙一氏、野老覚氏、山崎良太氏、渡邊劍三郎氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上